

	質問者	質問	回答
1	歯科診療所	電子処方箋の導入にあたっては、誰に相談すればよいのでしょうか。	<p>お使いの電子カルテまたはレセプトコンピュータの事業者へご相談ください。</p> <p>なお、①電子処方箋へ対応している事業一覧の更新状況（【お知らせ】電子処方箋の導入に対応しているシステム事業者の一覧を公開しました） https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010049</p> <p>②電子処方箋に対応しているシステム事業者の詳細（電子処方箋の導入・運用方法「○電子処方箋に対応しているシステム事業者について知りたい方はこちら」） https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010020</p> <p>につきましては、各リンク先をご参照ください。</p>
2	医科診療所	自院（医療機関）では電子カルテやレセプトコンピュータを使用していませんが、電子処方箋を導入することはできますか。	電子処方箋管理サービスへの処方情報の登録及び薬剤情報の閲覧には、電子カルテまたはレセプトコンピュータの利用が必要になりますので、導入のご検討をお願いします。
3	医科診療所	電子処方箋を導入するにあたっては、専用のPCやLAN線を用意する必要がありますか。	電子処方箋はオンライン資格確認の基盤を活用したシステムです。既にオンライン資格確認を導入されている医療機関・薬局におかれましては、そのPC及びLAN回線を使用して電子処方箋管理サービスをご利用いただけます。
4	病院	電子カルテシステム導入済み施設で電子処方箋を導入する場合、事前に医薬品マスタを整備しておく必要はありますか。また、マスタを整備する方法について教えてください。	電算処理システムの医薬品コード又はYJコードのいずれか、また、一般名処方する場合は厚生労働省が定める一般名コードを整備しておく必要があります。マスタの整備方法については各医療機関のシステム事業者にお問い合わせください。

	質問者	質問	回答
5	医科診療所	近隣の薬局が電子処方箋に対応していないと、医療機関が導入しても電子処方箋を発行できないのでしょうか。	電子処方箋を発行した場合、患者は電子処方箋に対応した薬局で調剤を受ける必要がありますが、電子処方箋の導入後は紙処方箋を発行する場合でも、薬剤情報の閲覧や重複投薬等チェックの機能を利用いただけます。また、医療機関が導入する旨を近隣の薬局に共有いただくことで、薬局も導入に前向きになった事例もありますので、近隣薬局とコミュニケーションを図りながら検討いただけますようお願いいたします。
6	薬局	電子処方箋対応の医療機関から発行された紙の処方箋は、電子処方箋を導入していない薬局も受け付けていいのでしょうか。また、電子処方箋対応の医療機関から発行された紙の処方箋と、未対応の医療機関から発行された紙の処方箋に様式に違いはありますか。	電子処方箋対応の医療機関から発行された紙の処方箋は、電子処方箋を導入していない薬局でも調剤可能です。また、電子処方箋に対応した医療機関が発行する紙の処方箋には引換番号が印字されています。一方、未対応の医療機関の処方箋には引換番号は印字されていません。
7	薬局	オンライン資格確認を導入した際も過去の薬剤情報を閲覧できていましたが、電子処方箋を導入することで確認できる情報はどのように変わりますか。	オンライン資格確認では、患者の同意があればレセプトに由来する過去約1か月～5年間に処方・調剤された薬剤の情報が閲覧できます。電子処方箋を導入することで、電子処方箋由来の直近の処方・調剤情報まで閲覧できるようになります。
8	薬局	電子処方箋への対応にあたり、システムの導入が完了していれば、HPKIカードの申請が済んでいない場合であっても、患者の同意があれば、患者の過去の処方・調剤情報を閲覧できますか。	貴見のとおりです。
9	薬局	医療扶助対象者がマイナ保険証を有していない場合、医師・薬剤師等は過去の薬剤情報を確認することはできないのでしょうか。	令和5年12月末からは、患者がマイナ保険証を有していない場合やマイナ保険証で過去の薬剤情報の同意に不同意であった場合であっても、重複投薬等チェックにより重複投薬や併用禁忌の恐れがある場合で患者から口頭等で同意が得られた場合は、医師・薬剤師等は、処方・調剤預手の薬剤と重複投薬や併用禁忌の可能性のある薬剤に限り、電子処方箋管理サービスから確認することができる機能が実装されています。なお、口頭等で同意を得た場合は、システム上で口頭同意を取得した旨の記録を残す必要があります。口頭同意機能の導入に関しては、お使いのシステム事業者へお問い合わせください。

	質問者	質問	回答
10	病院	受診する度に、患者に顔認証付きカードリーダーで処方箋の発行形態を選択してもらう必要がありますか。	電子処方箋に対応した医療機関を受診する際は、都度、顔認証付きカードリーダーでの受付時に処方箋の発行形態を選択いただく必要がありますが、顔認証付きカードリーダー上に表示させず、診察室で医師・歯科医師が確認して処方箋の発行形態を選択することも可能です。
11	病院	医療機関の職員は、患者がマイナ保険証で受付し電子処方箋を交付されたか、健康保険証で受付し電子処方箋を交付されたか、判断する必要・方法の有無を教えてください。引換番号は全員に発行されるのでしょうか。	患者がマイナ保険証で受付し電子処方箋を交付された場合でも、健康保険証で受付し電子処方箋を交付された場合でも、医療機関の窓口の対応は変わりません。電子処方箋を利用された患者には引換番号が記載された処方内容（控え）を交付していただくこととなりますが、患者がマイナポータルから引換番号等を確認できるため処方内容（控え）の交付が必要がない場合は、交付を要しません。電子処方箋を利用した場合は、処方箋毎に引換番号が付与されます。
12	医科診療所	医療機関において、患者に発行する処方箋は一律電子処方箋にするといった対応をすることは認められますか。	自院では電子処方箋での発行を基本とすることを患者に周知いただくとともに、紙処方箋を希望される患者へは紙処方箋も可能とする運用のご検討をお願いします。
13	病院	電子処方箋を発行した際に印刷される処方内容（控え）には、施設内で患者を管理する患者IDを記録することはできますか。	令和5年12月のリフィル処方箋等機能追加に伴う処方内容（控え）のレイアウト変更時から、医療機関が電子処方箋に記録した患者ID（患者特定コード欄）も出力されるようになっています。
14	病院	患者の入院受け入れの際の持参薬確認において、電子処方箋を活用できることはありますか。	患者の持参薬について、電子処方箋管理サービスから直接電子カルテに登録することの可否に関しては、お使いのシステム事業者へご確認ください。 なお、患者の持参薬が、処方・調剤されているものと齟齬がないか等の確認に、電子処方箋の処方・調剤情報を活用いただけます。
15	薬局	薬局が行う電子処方箋管理サービスへの調剤結果登録は、いつ、何の情報を登録すればよいのでしょうか。	調剤を行った内容、疑義照会を行った場合や疑義照会の結果調剤内容が変更となった場合はその内容、処方箋を発行した医師・歯科医師等へのコメントがあれば登録します。調剤後、可能な限り速やかに登録をお願いします。

	質問者	質問	回答
16	薬局	紙の処方箋と電子処方箋では、データ項目は異なりますか。また、電子処方箋のサンプル等は提供していますか。	紙の処方箋により調剤した場合に登録いただく処方箋情報と電子処方箋データ項目は同じです。違いはありません。 ただ、前者の場合は署名の項目への記録は任意ですが、後者の場合は署名情報の記録が必要となります。 なお、練習を行う際にはレセコン等を利用して実施すると想定しております。医療機関等ベンダへはサンプルを提供していますので、練習するシステムのシステム事業者へご確認をお願いします。
17	薬局	電子処方箋のリフィル処方箋に基づき調剤する場合、調剤1～3回目で電子処方箋の引換番号は都度変更されるのでしょうか。	引換番号は変更されません。
18	自治体	マイナンバーカードを活用した電子署名を利用する場合、HPKIをマイナンバーカードに紐づけるための申請費用は必要ですか。	各認証局で異なるため、発行費用に関しては各認証局にお問い合わせください。 公益社団法人日本医師会 https://www.jmaca.med.or.jp/application/ 公益社団法人日本薬剤師会 https://www.nichiyaku.or.jp/hpki/ 一般財団法人医療情報システム開発センター（MEDIS） https://www.medis.or.jp/8_hpki/
19	医科診療所	HPKIカードでもマイナカードでも同じカードリーダーを用いて電子署名が可能ですか。	HPKIカード、マイナンバーカード両方に対応したカードリーダーであれば同じものを使用できます。
20	病院	リモート署名としてスマートフォンの生体認証を行う場合やマイナンバーカードによる認証を行う場合でも、物理的なHPKIカードの発行やカードリーダーの準備は必要でしょうか。	リモート署名としてスマートフォンでの生体認証を行う場合は、HPKIカードの発行申請またはマイナンバーカードとHPKIの紐付けの申請自体は必要です。物理的にHPKIカード、カードリーダーは必要ありません。 リモート署名としてマイナンバーカードによる認証を行う場合は、マイナンバーカードとHPKIの紐付けを行えば、物理的にHPKIカードは必要ありません。マイナンバーカードを読み取れるカードリーダーをご準備ください。

	質問者	質問	回答
21	医科診療所	ローカル署名とリモート署名は両方対応できるようにする必要はありますか。	施設内の運用やコストを考慮の上、いずれかの方式のみを選択し、導入いただくことで差し支えありません。
22	医科診療所	ローカル署名を導入した後、リモート署名に変更することはできますか。	可能です。
23	システム事業者	リモート署名において、1回の本人認証後、再度本人認証を行うことなく電子署名を行える時間は何時間ですか。	一度本人認証を行うと、以降18時間は再度の本人認証を行うことなく電子署名を行うことができます。
24	病院	リモート署名において、本人認証としてスマホの生体認証を行う場合、1台のスマートフォンで複数人の認証は可能ですか。	そのスマートフォンに登録された生体情報と一致していること等を条件としているため、スマートフォン1台につき、1名の利用を案内させていただいております。
25	医科診療所	電子証明書とスマートフォンの紐づけは、送付されたQRコード等からどのように行えばよいのでしょうか。	詳しくは、各認証局にお問い合わせください。 参考：公益社団法人日本薬剤師会 https://www.nichiyaku.or.jp/hpki/pqc.html なお、セキュリティ確保のため紐付け作業には期限があるため、生体認証の利用が見込まれる場合は、期限内に紐付け作業を完了させてください。
26	医科診療所	保険医名と戸籍上の医師の氏名が異なりますが、マイナンバーカードでの電子署名を行うことはできますか。	電子処方箋に付与される電子署名はネットワーク上にあるHPKIセカンド電子証明書を用いて行われるため、電子署名にはこれに申請した氏名にて記録されます。電子処方箋にはマイナンバーカードの情報は記録されません。マイナンバーカードは本人認証としてのみ利用されます。

	質問者	質問	回答
27	薬局	複数人の薬剤師が1台のPCを共有している場合、リモート署名の本人認証は1日1回ですが、薬剤師Aが調剤登録時に電子署名を行った後、そのPCでそのまま薬剤師Bが調剤結果登録を行った場合、正しく薬剤師Bの電子署名がなされるのでしょうか。	調剤結果登録時にアカウントの切替が必要か等はお使いのシステムによって異なるため、システム事業者にお問い合わせください。
28	薬局	調剤結果登録時に電子署名をする際、例えば、先にシステム等にログインしていた薬剤師がログアウトしないまま、他の薬剤師が調剤結果登録を行い誤って別の者の電子署名になってしまった場合に、修正することは可能ですか。 また、電子署名は複数人が署名を行うことは可能ですか。	操作誤り等により意図しない電子署名が付された場合には、調剤結果登録を取り消し、修正をいただくことになります。 詳しくはお使いのシステム事業者に操作方法をお問い合わせください。 なお、電子署名は電子処方箋の発行・調剤結果登録それぞれのタイミングで1名の署名に限られています。
29	病院	電子処方箋管理サービスからダウンロードした処方・調剤情報（XML/PDF形式）には、YJコードや用法コード等の医薬品コードは含まれますか。	処方・調剤情報閲覧XMLファイルにはYJコード及び用法コードを記録しています。 処方・調剤情報PDFには医薬品の名称及び用法の文言を表示していますがコードは表示していません。
30	医科診療所	電子処方箋導入済の医療機関において、患者が電子処方箋の発行を希望する場合と、紙の処方箋の発行を希望する場合で、診療報酬点数は異なりますか。 また、患者負担額は電子処方箋導入済施設と未導入施設で異なりますか。	電子処方箋を導入した医療機関では、電子処方箋を発行する場合も紙の処方箋を発行する場合も処方箋料は同じ点数であるため、患者負担額も同じです。 なお、最終的な点数や患者負担額は、その他に算定される項目により変わり得るものです。
31	薬局	調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録してから100日以上経過した後で保険請求上の返戻等が生じた場合、電子処方箋管理サービスに登録した調剤結果等を変更する必要はありますか。	審査支払機関での審査や返戻照会によりレセプトの変更・修正が生じても、電子処方箋管理サービスに登録した調剤結果を修正する必要はありません。
32	システム事業者	調剤済み処方箋を電子処方箋管理サービスで保存する「調剤済み処方箋の保存サービス」の利用料はいくらですか。	1薬局年2,500円です。
33	薬局	調剤済み処方箋の保存サービスに関して、紙の処方箋に対する調剤結果のデータを保存した場合も保存サービスを利用することで調剤結果の登録データが処方箋原本としてみなされますか。	紙の処方箋を応需し、調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録いただいた場合は、紙の処方箋が原本となります。

	質問者	質問	回答
34	病院	電子処方箋の運用開始が補助金の申請条件と聞いています。令和5年度末までに運用を開始しても、電子処方箋を希望する患者がいなかった場合には、「令和5年度までに運用開始した医療機関」にならないのでしょうか。	医療機関・薬局のシステムを電子処方箋に対応したものに改修し、電子署名ができる準備を整え、患者が希望した場合には電子処方箋の発行または電子処方箋に基づく調剤を行える状態であることが補助金の申請条件です。運用開始後患者が電子処方箋を希望・提出しないために電子処方箋の発行・調剤実績がないことは補助金の申請においては差し支えありません。
35	薬局	追加機能にかかる補助金について詳細を教えてください。また、導入しているシステムの事業者が追加機能に対応しているか、確認できる方法がありますか。	令和6年度における、追加機能のみ導入した場合の補助金と、電子処方箋の導入と同時に導入した場合の補助金は、以下p12をご参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001219786.pdf 詳細については、医療機関等向け総合ポータルサイトでお知らせしますが、準備中のため、少々お待ちくださいますようお願いいたします。 なお、お使いのシステムのシステム事業者の電子処方箋への対応状況、追加機能への対応状況等は、 ①電子処方箋へ対応している事業一覧の更新状況（【お知らせ】電子処方箋の導入に対応しているシステム事業者の一覧を公開しました） https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010049 ②電子処方箋に対応しているシステム事業者の詳細（電子処方箋の導入・運用方法「○電子処方箋に対応しているシステム事業者について知りたい方はこちら」） https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010020 の各リンク先をご参照ください。
36	薬局	追加機能を複数同時に導入し、請求書、領収書をシステム事業者から一つしか受領していない場合、補助金の申請時に提出する領収書の控えは、どのように提出すれば良いのでしょうか。	領収書内訳書に追加機能に要した費用を詳細に記載いただき提出いただくことで、複数機能の導入が一つの領収書に纏められた場合でも申請が可能です。 なお、請求書での補助金の申請はお控えください。

	質問者	質問	回答
37	薬局	医療機関・薬局が所在する都道府県が、第四期医療費適正化計画に基づく環境整備として、電子処方箋の導入費用に対する助成を行うかどうかは厚生労働省HPから確認できますか。	<p>本助成事業に係る都道府県の検討状況は、以下の厚生労働省HPの補助金に関する掲載箇所からご参照ください。実施が決定した都道府県については、今後更新致します。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html</p> <p>なお、助成事業の内容に関しては各都道府県へご確認ください。</p>
38	システム事業者	2025年4月から電子処方箋は義務化されますか。	現時点（令和6年3月時点）においては電子処方箋導入の義務化は予定されておりません。